

堺市監査委員公表第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を
執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査

第2 監査の対象

地方独立行政法人堺市立病院機構

第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年8月1日～令和4年12月21日

第5 団体の概要

1 設立年月日

平成24年4月1日

2 設立目的

地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者に対する研修、地域医療の支援等の業務を行うことにより、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

3 資本金

3億359万2,310円

（本市出資額3億359万2,310円、資本金に対する割合100%）

4 所管部局

健康福祉局 健康部 健康医療政策課

5 役員及び職員数（令和4年3月31日現在）

理事長 1人

副理事長 1人

理事 4人

監事 2人

職員 1,319 人（理事 2 人が院長、副院長を兼務）
うち常勤職員 1,019 人（堺市からの派遣職員を 2 人含む。）、研修医等 65 人、契約職員 145 人、その他 90 人

6 事業状況

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「病院機構」という。）の事業は、次のとおりである。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

7 財政状態及び経営成績

病院機構の令和 3 年度の貸借対照表及び損益計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第 6 堺市との関係

堺市（以下「市」という。）は、資本金 3 億 359 万 2,310 円全額を出資している。

病院機構に対する運営費負担金として、令和 3 年度に 21 億 9,038 万 8,670 円交付している。

また、病院機構に対する補助金として、令和 3 年度に堺市救急医療対策事業運営費補助金を 1,044 万 9,000 円、堺市病児・病後児保育事業補助金を 292 万 1,000 円、堺市延長保育事業補助金を 27 万 6,000 円、堺市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 5 万 2,000 円交付している。

市からの長期借入金の残高は、136 億 6,970 万 9,181 円（令和 4 年 3 月 31 日現在）である。

なお、市からの派遣職員は 2 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）である。

第 7 監査の項目及び結果

病院機構において事務事業が設立目的（出資目的）に沿って執行されているか、財務諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 経理について

会計経理は適切になされ、財務諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 令和3年度において、大阪府から新型コロナウイルス感染症等に関する協力金の交付を受けているが、当該協力金にかかる会計処理に以下の誤りがあった。

ア 病院機構は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理を税抜方式により行っている。大阪府から交付された協力金6,324万2,800円は不課税取引であるにもかかわらず、誤って課税取引として処理し5,749万3,465円で収益計上していた。その結果、消費税等の申告額も誤っていた。

イ 行政サービス実施コスト計算書では、損益計算上の費用から補助金等の収益以外の収益を控除した額を行政サービス実施コストとしている。病院機構は、行政サービス実施コスト計算書において控除すべき収益ではない協力金（5,749万3,465円）を費用から控除していたため、行政サービス実施コストが過少に計算されていた。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 病院機構会計規程では、土地・建物のほか、工具器械備品等で取得価額10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものを固定資産としている。

化学防護服6セット（計120着、取得価額204万円）について、1着あたり10万円未満であるにもかかわらず、誤って固定資産として貸借対照表に計上していた。

(2) 固定資産台帳について、複数機器（7点）を耐用年数10年で一括して登録していたが、当該機器のうち4点は、耐用年数を5年とすべきであり、耐用年数を誤って登録していた。

(3) リース契約しているエアマットレスについて、所有権移転外ファイナンス・リース取引に当たるためリース期間（5年）で減価償却を行うべきところ、誤って所有権移転ファイナンス・リース取引として自己所有の固定資産と同一の方法（耐用年数7年）で減価償却を行っていた。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

[運営費負担金の積算について（意見）]

市は、地方独立行政法人法に基づき、救急医療確保経費など設立団体として市が負担すべき経費を運営費負担金として病院機構に交付している。

第3期中期計画期間（令和2～5年度）における運営費負担金は、中期計画策定時点（令和元年度時点）の状況を基礎に積算したうえで、各年度に予算計上がされている。しかし、市は、現在のところ、運営費負担金の対象とする経費の実績額を把握していない状況であった。

運営費負担金は、地方独立行政法人法に基づき設立団体が負担すべき経費として交付しているものであることから、市は、対象経費ごとに各年度の実績額を把握することにより運営費負担金の検証を行うとともに、その検証を踏まえたうえで、中期計画策定時には、運営費負担金の金額を積算されたい。